

住田町地域防災計画修正の概要

1 修正の背景

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、必要があると認めるときは、修正を行うとしている。

このたび、近年の災害対応に係る法律改正及び国、岩手県の防災計画の改定等を受け、整合性を図るために修正案を作成した。

2 主な修正内容

- (1) 国や岩手県の上位計画の見直しに合わせた修正
- (2) 住田町の各種計画及び最新の統計データ等を踏まえた内容の更新
- (3) 新規に「原子力災害対策編」を追加
- (4) 新規に「様式」を追加

3 修正の概要

- (1) 住田町地域防災計画の構成及び概要

編構成		概要
本編	総則	計画の目的、防災関係機関の業務大綱、災害に関わる地域の自然環境、災害履歴、災害想定等を記載
	災害予防計画	被害の拡大を最小限に留めるため、組織体制づくりや訓練の実施といった災害が発生する前に行う予防対策について記載
	災害応急対策計画	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速な応急対策活動を実施するための活動体制をはじめ、町及び関係機関が実施する様々な応急対策を記載
	災害復旧・復興計画	被災後の生活再建に向けた取組みや災害復旧・復興計画の策定を記載
原子力対策編（新規）		原子力災害に関する予防や対策を記載
資料編		条例や基準、各種データ、用語説明などを記載
様式（新規）		被害が発生した場合の報告様式を記載

- (2) 国や岩手県の上位計画の見直しに合わせた修正

- ◆第2章第1節 防災知識普及計画(P1-2-1)、第2章第16節 風水害予防計画、(P1-2-41)
第3章第2節 気象予報・警報等の伝達計画(P1-3-22)

- 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の追記

◆第2章第6節 避難対策計画(P1-2-15)、第3章第14節 避難・救出計画(P1-3-93)

- 災害が発生するおそれがある段階から広域避難を実施できることを追記

◆第2章第6節 避難対策計画(P1-2-13~P1-2-24)

- 災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備に努めることを追記
- 要配慮者の避難の実効性を高めるため、県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めることを追記
- 「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン」について追記
- 町は、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めることを追記
- 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設を指定するよう努めることを追記
- 福祉避難所として指定避難所を指定する際に受入れ対象者を特定して公示することを追記
- 庁舎の被災等により、避難行動要支援者名簿の活用が困難な場合があることから、市町村は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めることを追記
- 町は、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成し、適切な管理に努めることを追記
- 避難行動要支援者本人の同意が得られず、個別避難計画が作成されていない場合でも、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、必要な配慮に努めることを追記

◆第2章第16節 風水害予防計画(P1-2-41)

- 豪雨、洪水、高潮、土砂災害等の風水害に強いまちづくりの形成に努めるための取組を明確にすることを追記

◆第2章第17節 土砂災害予防計画(P1-2-46)

- 危険が確認された盛土に対する自治体による速やかな是正指導に係る規定を追記

◆第3章第14節 避難・救出計画(P1-3-87~P1-3-108)

- 町本部長は、感染症予防の観点から、避難者が特定の避難所に集中しないよう配慮する（分散避難）ことを追記
- 平時からの安否不明者の氏名等公表に係る手続等の整理に係る規定を追記

- 災害時における氏名等公表による速やかな安否不明者の絞り込みに係る規定を追記
- 性別、性的マイノリティ（L G B T等）のニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等（要配慮者）の多様なニーズに配慮することを追記

◆第3章第15節 医療・保健計画(P1-3-98)

- 災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン等の充実強化を追記

◆第4章第2節 生活の安定確保計画(P1-4-5)

- 罹災証明書の交付に時間を要したことから、市町村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住宅被害の調査の担当者の育成等、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めることを追記

◆その他

- 関係機関の組織改編等に伴う修正
- 気象予報・警報等に係る表記の適正化

以 上